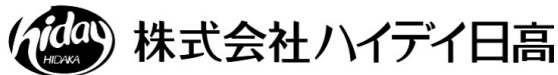


# 第44回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社ハイデイ日高

## <新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、可能な限り本株主総会会場へのご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、会場の席数を制限しております。また、席数を超えるご来場があった際、入場を制限させていただく場合がございます。予めご承知くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年5月26日(木曜日) 午前10時  
受付開始：午前9時

開催場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5  
パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階)  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項  
議案

第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役8名選任の件

## <お土産について>

株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ハイデイ日高

証券コード：7611



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/7611/>



株主各位

証券コード 7611

2022年5月10日

埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目118番地

**株式会社ハイデイ日高**

代表取締役社長 高橋 均

## 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページから3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2022年5月25日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 パレスホテル大宮「ローズルーム」（4階） <small>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） お土産及びお飲み物の提供はございません。</small>
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第44期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件  <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://hidakaya.hiday.co.jp/>)



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

<div style="text-align: center;">  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> </div> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">日 時</p> <p><b>2022年5月26日（木曜日）</b> 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	<div style="text-align: center;">  <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> </div> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p><b>2022年5月25日（水曜日）</b> 午後6時到着分まで</p>	<div style="text-align: center;">  <p><b>インターネット等で議決権を行使される場合</b></p> </div> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p><b>2022年5月25日（水曜日）</b> 午後6時入力完了分まで</p>
---	---	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1.	
2.	
3.	
4.	

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

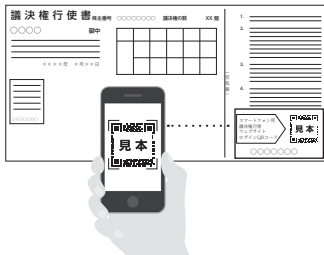
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

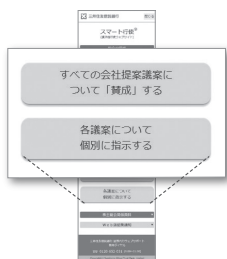
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

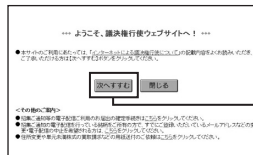
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

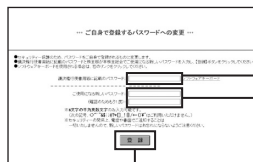
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるため、変更案第14条第1項を新設するものであります。
- (2)書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第14条第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	神田 正 <small>かんだ ただし</small>	代表取締役 執行役員会長	再任
2	青野 敬成 <small>あおの ひろしげ</small>	取締役 執行役員 営業管理部長兼情報システム室長	再任
3	有田 明 <small>ありた あきら</small>	取締役 常務執行役員 営業部長	再任
4	吉田 信行 <small>よしだ のぶゆき</small>	取締役 常務執行役員 行田工場長	再任
5	加瀬 博之 <small>かせ ひろゆき</small>	取締役 執行役員 営業部長	再任
6	赤地 文夫 <small>あかち ふみお</small>	社外取締役	再任 社外 独立
7	長田 正 <small>ながた ただし</small>	社外取締役	再任 社外 独立
8	石田 徹 <small>いしだ とおる</small>	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かん だ ただし  
神田 正

再任

生年月日

1941年2月20日

所有する当社の株式数

6,232,233株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1973年2月 中華料理来来軒開業  
1978年3月 (有)日高商事設立、代表取締役社長  
1983年10月 同社を改組し、(株)日高商事（現(株)ハイデイ日高）設立、代表取締役社長  
2006年5月 当社代表取締役社長（兼）執行役員社長  
2009年5月 当社代表取締役（兼）執行役員会長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

当社創業以来の豊富な業務経験と外食産業の経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

あお の ひろ しげ  
青野 敬成

再任

生年月日

1974年4月3日

所有する当社の株式数

24,053株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1999年4月 当社入社  
2016年5月 当社営業部長  
2017年5月 当社執行役員営業部長  
2018年9月 当社執行役員営業管理部長  
2019年2月 当社執行役員営業管理部長兼情報システム室長  
2019年5月 当社取締役執行役員営業管理部長兼情報システム室長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。



候補者番号

3

あり た あきら  
**有田 明**

再任

生年月日

1953年3月25日

所有する当社の株式数

35,910株

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

4

よし た のぶ ゆき  
**吉田 信行**

再任

生年月日

1955年10月25日

所有する当社の株式数

18,966株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1994年8月 当社入社  
1999年11月 当社営業企画部長  
2003年11月 当社営業部長  
2007年6月 当社執行役員営業部長  
2009年5月 当社取締役執行役員営業部長  
2010年3月 当社取締役執行役員営業本部長（兼）営業部長  
2010年5月 当社取締役常務執行役員営業本部長（兼）営業部長  
2011年5月 当社取締役常務執行役員営業本部長  
2014年7月 当社取締役常務執行役員営業部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

当社に入社以来、営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

#### 略歴、当社における地位及び担当

2004年1月 当社入社営業企画部長  
2007年6月 当社執行役員営業企画部長  
2007年9月 当社執行役員営業部長  
2011年6月 当社執行役員行田工場長  
2014年5月 当社取締役執行役員行田工場長  
2016年5月 当社取締役常務執行役員行田工場長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

食品製造・品質保証・生産技術部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

5

か せ ひろ ゆき  
加瀬 博之

再任

生年月日

1975年9月21日

所有する当社の株式数

6,146株

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

6

あか ち ふみ お  
赤地 文夫

再任

社外

独立

生年月日

1953年4月1日

所有する当社の株式数

1,100株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1996年4月 当社入社  
2013年5月 当社執行役員地区長  
2014年7月 当社執行役員営業部長  
2017年5月 当社取締役執行役員営業部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

#### 略歴、当社における地位及び担当

1972年8月 三国コカ・コーラボトリング(株)入社  
2004年3月 同社取締役常務執行役員営業本部長  
2009年3月 同社取締役専務執行役員営業本部長(兼)東支社長  
2012年10月 同社取締役副社長執行役員経営戦略本部長  
2013年7月 コカ・コーライーストジャパン(株)取締役  
2014年1月 同社取締役常務執行役員営業本部広域法人営業統括部長  
2016年6月 (株)極楽湯(現(株)極楽湯ホールディングス) 社外取締役  
2018年5月 当社社外取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

飲料業界での企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務の発揮を期待しております。以上により、当社取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

7

なが た ただし  
長 田 正

再任

社外

独立

生年月日

1964年6月30日

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

8

いし だ とおる  
石 田 徹

新任

社外

独立

生年月日

1954年5月15日

所有する当社の株式数

200株

取締役会出席状況

—

#### 略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 (株)日本経済新聞社入社  
2017年6月 (株)アリス代表取締役社長(現任)  
2019年5月 当社社外取締役(現任)

#### 重要な兼職の状況

(株)アリス代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

(株)日本経済新聞社において記者、支局長、編集委員等を歴任するなど、高度の専門的知識及び経営に関する高い見識を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務の発揮を期待しております。以上により、当社取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

#### 略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 日興証券(株)(現SMB C日興証券(株))入社  
2000年7月 (株)三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))経営戦略本部IRコンサルティング室長兼プリンシパル  
2006年6月 (株)阪神調剤薬局取締役管理本部長兼経営企画部長  
2012年5月 (株)アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長(現任)

#### 重要な兼職の状況

(株)アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

上場会社等複数の企業における経営経験並びに十分な経営能力があることから、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割、責務の発揮を期待しております。以上により、当社取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤地文夫氏、長田正氏及び石田徹氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、赤地文夫氏及び長田正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、石田徹氏が選任された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 赤地文夫氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間であります。
5. 長田正氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年間であります。
6. 当社は、赤地文夫氏及び長田正氏との間で、当社定款第26条及び会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、石田徹氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。各候補者が取締役になされた場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約の契約期間は1年間であり、取締役会において決議の上、2022年8月に更新をする予定であります。

【ご参考】 本総会終了後の取締役のスキルマトリックス(予定)

第2号議案が承認された場合の取締役の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

	候補者番号	氏名	属性	特に専門性を発揮できる分野						
				企業経営 経営戦略	店舗運営 営業	マーケティング	製造 品質管理	I T・ 技術	財務・ 会計	人事・ 労務
取締役候補者	1	神田 正		○	○	○				
	2	青野 敬成		○	○	○		○		
	3	有田 明		○	○	○				
	4	吉田 信行		○			○			
	5	加瀬 博之		○	○	○				
	6	赤地 文夫	【社外】	○		○	○			
	7	長田 正	【社外】	○		○				
	8	石田 徹	【社外】	○	○				○	○

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## (提供書面)

当社は連結子会社がないため、連結計算書類を作成しておりません。

# 事業報告

( 2021年3月1日から  
2022年2月28日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大2年目となり、ワクチン接種は進展しているものの、新たな変異株の感染拡大を受け、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が相次いで発出され、個人消費は落ち込みと持ち直しを繰り返す状況が続いておりました。2021年末に感染拡大が落ち着いてきたことで、経済活動は再開され個人消費の持ち直しが見られましたが、2022年年初からはオミクロン株の急激な感染拡大が続き、まん延防止等重点措置が改めて発出され、個人消費は再び減少に転じ、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する外食産業におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大と収束が繰り返され、営業時間短縮に伴い来店客数に大きな影響を受けることとなりました。繰り返し発出されていた緊急事態宣言は2021年9月に解除されましたが、その後のオミクロン株による急激な感染拡大による営業時間短縮及び酒類の提供自粛要請により厳しい経営環境が続いておりました。

当事業年度はこのような環境のもとで、当社は「美味しい料理を真心こめて提供します」を経営理念とし、「お客様に美味しい料理を低価格で提供し、ハッピーな一日（ハイデイ）を過ごしていただく」、このことを基本姿勢とし、新商品の投入、新規出店を行うことで、より多くのお客様に美味しい料理を提供させていただくことに注力いたしました。引き続きお客様と従業員の感染防止対策を徹底し、首都圏600店舗体制に向けて安定的な新規出店、サービス水準の向上に向けた取組みや新商品の投入などを行い、業容拡大を図ってまいりました。

店舗展開については、従来からの駅前立地への出店を進める一方、ロードサイドにも6店出店を行い、24店舗出店（東京都10店舗、埼玉県6店舗、神奈川県3店舗、千葉県5店舗）、退店は14店舗となりましたので、2022年2月末の直営店舗数は442店舗（FC5店舗は含まず）となりました。業態別の店舗数は「日高屋」（来来軒含む）が404店舗、「焼鳥日高」（大衆酒場日高含む）が28店舗、その他の業態が10店舗となりました。

新たな取り組みとして、一部店舗において配膳・運搬ロボットの試験導入を行いました。お客様の各テーブルまでロボットが配膳・運搬することによって、今までは従業員が何度も往復しながら行っていた配膳や下膳をロボットが行い、複数卓の片付けが可能となり、ピークタイムのお客様のスムーズなご案内が実現し営業効率が向上致しました。従業員が重たいものを持たないこ

とで、足腰の負担軽減にもつながりました。また、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、ソーシャルディスタンスの確保にもつながっております。試験投入の結果を踏まえ、今後50台の配膳・運搬ロボットを順次店舗に配属する予定であり、すでに導入を開始しているタッチパネル式オーダーシステムやキャッシュレス決済と併せ、ITデジタル技術を活用したお店作りに取り組んでまいります。

また、通信事業者が提供し、多くの小売・外食店舗で利用でき、すでに多数のユーザーが利用しているポイントサービスの取り扱いを開始し、ポイントを貯めていただき貯めたポイントでお食事をしていただけるようになりました。今後もお客様の利便性を追求し、もっと日高屋を楽しんでいただけるような様々な施策に取り組んでまいります。

売上高につきましては、前年を上回る営業時間の短縮・酒類の提供自粛等により既存店売上高前年比率は87.3%となりました。

生産、原価面につきましては、ラード・食用油等一部食品の購入単価の上昇と、工場の生産量減少に伴う稼働率の低下もありましたが、業務用米価の改善等もあり、原価率は27.6%（前期は28.3%）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、フレンド社員（当社におけるパート・アルバイト社員の呼称）の雇用を維持しつつも店舗の人員を適切にコントロールすることで人件費の抑制に努めた一方で、各種キャッシュレス決済の取扱額の増加による支払手数料等の増加、本社移転にかかる諸経費の増加および売上高減少の影響が大きく、販管費の対売上高比率は85.7%（前期は81.2%）となりました。

営業外収益には協力金収入として、当期入金分時短営業協力金等を60億11百万円計上しました。この結果、当期の売上高は264億2百万円（前期比10.7%減）、営業損失は35億23百万円（前期営業損失27億99百万円）、経常利益は25億86百万円（前期経常損失27億78百万円）となりました。

特別利益には固定資産売却益1億円を計上しましたが、特別損失として、スクラップアンドビルドに伴う閉鎖店舗及び新型コロナウイルス感染症拡大により収益性の低下がみられる店舗について減損損失2億94百万円を計上したこと等により、当期純利益は15億79百万円（前期当期純損失29億46百万円）となりました。

なお、飲食店チェーン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

## ② 設備投資の状況

当期中における設備投資につきましては、当期中に新規開設した24店舗の差入保証金及び内装設備工事費用、既存店の改装費用、本社移転費用などにより総額19億39百万円となりました。その内訳は、次期開設店舗分も含めた新規出店9億28百万円、改装費用など5億35百万円、本社移転費用4億75百万円であります。

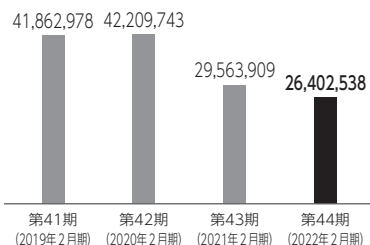
## ③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

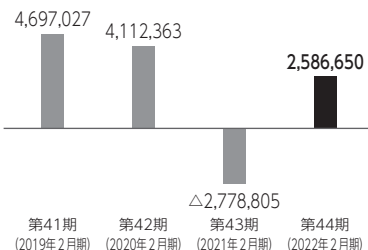
### 売上高

(単位：千円)



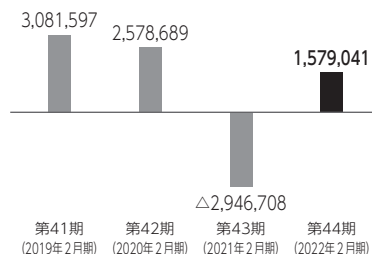
### 経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



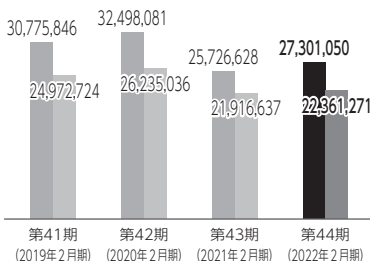
### 当期純利益又は当期純損失 (△)

(単位：千円)



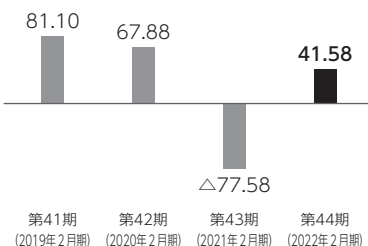
### 総資産/純資産

(単位：千円)



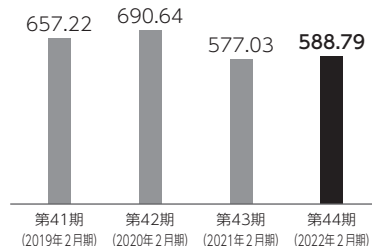
### 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



### 1株当たり純資産額

(単位：円)



区分		第41期 (2019年2月期)	第42期 (2020年2月期)	第43期 (2021年2月期)	第44期 (2022年2月期)
売上高	(千円)	41,862,978	42,209,743	29,563,909	26,402,538
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	4,697,027	4,112,363	△2,778,805	2,586,650
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	3,081,597	2,578,689	△2,946,708	1,579,041
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	81.10	67.88	△77.58	41.58
総資産	(千円)	30,775,846	32,498,081	25,726,628	27,301,050
純資産	(千円)	24,972,724	26,235,036	21,916,637	22,361,271
1株当たり純資産額	(円)	657.22	690.64	577.03	588.79

(注) 2018年3月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を、2019年3月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。



### (3) 対処すべき課題

今期においても、前期に続き新型コロナウイルス感染症の繰り返される感染拡大の影響により、多くの制約がある中での業務運営となりました。

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の他にも、少子高齢化・人口減少、業種業態を超えた競争の激化や、原材料価格・物流費等の高騰によるコストの上昇が続き、外食産業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境の中ではありますが、首都圏はさらなる成長が見込める国内最大の消費マーケットであると考えており、引き続き首都圏600店舗体制を目指し、以下の課題に取組み、事業の拡大と収益基盤の強化を目指してまいります。

#### ① 新型コロナウイルス感染症対策

店舗でのアルコール消毒液の設置、間仕切りを設ける等の対策を継続し、タッチパネル式オーダーシステムの拡大を行い、お客様と店舗スタッフの安心安全を第一に営業を行ってまいります。

#### ② 売上増加施策・出店

今後も、テイクアウトやデリバリー等を推進し、新しい生活様式においてもご満足いただけるお店づくりに努めます。

出店におきましては、従来からの駅前繁華街への出店を進めるとともに、ロードサイドへの出店とスクラップアンドビルドも積極的に行います。

#### ③ 就労環境の改善

配膳ロボットの導入と、タッチパネル式オーダーシステムを導入し店舗従業員の就労環境改善に努めます。このことは店舗業務の効率化・コスト削減にもつながります。

また、有給休暇取得の推進やインターバル時間の確保に努めます。

#### ④ コーポレートガバナンスコード

東京証券取引所プライム市場において求められる、独立社外取締役の1/3以上の選任に向け、第44回定時株主総会において取締役の選任を行い、取締役候補者8名の内3名は社外取締役であります。

#### ⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）への取組み

テイクアウト・デリバリー用容器の原材料に、バイオマス原料を使用し環境負荷に配慮した取組みを行っております。また、セントラルキッチンにおいては野菜くずを資源循環工場で肥料化し環境にやさしい工場を目指しております。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) **主要な事業内容** (2022年2月28日現在)

当社は、東京都、埼玉県を中心に、神奈川県、千葉県、栃木県、茨城県において、「日高屋」  
「焼鳥日高」を主体に直営で442店舗展開しており、これらの店舗において提供する料理の品質  
向上と均一化を図るため、自社工場で麺、スープ、餃子等を開発、製造しております。

(5) **主要な営業所及び工場** (2022年2月28日現在)

店舗

地	域	店	舗	数
東	京	都		208店舗
埼	玉	県		107
神	奈	川	県	71
千	葉	県		52
茨	城	県		3
栃	木	県		1
合		計		442

工場 行田工場 埼玉県行田市

※2022年2月に本社を移転しております。

当期において開設した店舗は以下のとおりであります。

1. 行徳駅前店
2. 岩槻インター店
3. 中華食堂真心 小岩南口店
4. 竹ノ塚東口店
5. 所沢プロペ通店
6. 野田16号店
7. 東戸塚東口店
8. ビーンズ阿佐ヶ谷てくて店
9. 高島平東口北店
10. 三軒茶屋茶沢通店
11. 柏西口駅前店
12. 上板橋北口店
13. 中華食堂真心 草加マルイ店
14. マーヴ北綾瀬リエッタ店
15. 久喜東口店
16. ベルトーレ金町店
17. 我孫子つくし野店
18. 与野本町西口店
19. 東大島駅前店
20. 北本二ツ家店
21. 飛田給北口店
22. 辻堂南口店
23. 千葉浜野店
24. 小田原飯泉店

※店舗名のみは「日高屋」であります。

(6) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
848名	10名減	35歳7ヶ月	9年3ヶ月

(注) 上記使用人のほか、2022年2月28日現在で6,965名の使用人（パート、アルバイト）を雇用しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,880,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,147,116株
- (3) 株主数 23,613名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
神田正	6,232,233株	16.41%
神田賢一	3,018,187	7.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,597,000	6.84
ビーエヌワイエムアズエージークライ アンツノントリーテージヤスデツク	2,519,695	6.63
高橋均	1,560,683	4.11
麒麟麦酒株式会社	1,104,665	2.91
町田功	1,019,043	2.68
株式会社武蔵野銀行	647,060	1.70
株式会社みずほ銀行	643,777	1.70
日本生命保険相互会社	567,318	1.49

(注) 持株比率は自己株式 (168,541株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員会長	神田 正	
代表取締役執行役員社長	高橋 均	商品開発部長
取締役常務執行役員	有田 明	営業部長
取締役常務執行役員	島 需 一	経営企画部長
取締役常務執行役員	吉田 信行	行田工場長
取締役執行役員	加瀬 博之	営業部長
取締役執行役員	淵上 龍俊	営業部長
取締役執行役員	青野 敬成	営業管理部長兼情報システム室長
取締役	赤地 文夫	
取締役	長田 正	(株)アリス代表取締役社長
監査役(常勤)	芳本 充博	
監査役	渋谷 道夫	神奈川中央交通(株)監査役 三優監査法人独立第三者委員
監査役	小山 茂和	

- (注) 1. 取締役の赤地文夫氏及び長田正氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の渋谷道夫氏及び小山茂和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の渋谷道夫氏は公認会計士であり、監査役の小山茂和氏は金融機関等における長年の職務経験があり、それぞれ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役の赤地文夫氏及び長田正氏並びに監査役の渋谷道夫氏及び小山茂和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2022年5月1日付で取締役の担当を次のとおり変更する予定であります。

氏名	新担当	旧担当
淵上 龍俊	一	営業部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

### ① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第38回定時株主総会において、一事業年度における取締役の報酬額については、固定枠として年額1億60百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）、変動枠としては当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円、下限マイナス10百万円とし、社外取締役には支給しない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第38回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

#### （取締役）

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、報酬等の総額に関しては株主総会、個別の報酬等の額の算定方法に関しては取締役会、個別の報酬等の額に関しては取締役会から一任された代表取締役会長であります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定枠報酬と、会社業績に応じて支給する変動枠報酬で構成されております。

固定枠報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位および業績を考慮した報酬としております。

変動枠の算定方法としては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円、下限はマイナス10百万円とし、社外取締役には支給しない）としており、これらの金額を固定枠部分の報酬額比例によって各取締役への個別支給額としております。

当期純利益を変動枠算定の指標として選択した理由は、当社において重要な経営指標として認識しているためであります。

社外取締役ににつきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役会長神田正氏が決定しており、2021年5月26日開催の取締役会にて代表取締役会長への一任を決議しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うのに適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査役)

監査役の報酬等の額は月額報酬としております。月額報酬については、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務分担等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議により個別の報酬額を決定しております。

なお、監査役につきましては、独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動 報 酬
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2)	165百万円 (7)	135百万円 (7)	30百万円 (―)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	18 (7)	18 (7)	― (―)
合 計 (うち社外役員)	13 (4)	183 (14)	153 (14)	30 (―)

- (注) 1. 当事業年度に係る報酬等の額には変動枠報酬として30百万円が含まれております。なお、当事業年度における当期純利益は1,579百万円であります。上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。
2. 上記のほか、第43期に係る役員賞与マイナス10百万円を取締役の報酬の変動枠(社外取締役は対象外)として当事業年度において支払っております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役長田正氏は、株式会社アリス代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社アリスとの間には特別の関係はありません。
- ・監査役渋谷道夫氏は、神奈川中央交通株式会社監査役、三優監査法人独立第三者委員であります。なお、当社と神奈川中央交通株式会社及び三優監査法人の間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 赤 地 文 夫	当事業年度に開催された定時取締役会13回のうち13回、臨時取締役会1回のうち1回に出席いたしました。飲料業界での企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言を行っております。
取締役 長 田 正	当事業年度に開催された定時取締役会13回のうち13回、臨時取締役会1回のうち1回に出席いたしました。新聞社での記者、支局長、編集委員等の経歴を活かした幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言を行っております。
監査役 渋 谷 道 夫	当事業年度に開催された定時取締役会13回のうち13回、臨時取締役会1回のうち1回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての経験を活かして業務執行の妥当性・適法性監査の観点から発言を行っております。
監査役 小 山 茂 和	当事業年度に開催された定時取締役会13回のうち13回、臨時取締役会1回のうち1回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融機関等での見識を活かして大局的かつ客観的な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び、当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回あります。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。



#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の役員であり、全ての被保険者について、当該保険契約の保険料を、当社が全額負担しております。

### 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役は当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「企業倫理綱領」を定め、全役職員の活動規範を明確にするとともに、コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織として「CSR委員会」を設置して、日常的に啓蒙、研修等を通じて法令・定款及び社会規範の遵守を全役職員に徹底する。
- ② 当社は、役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営する。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ③ 当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、これを排除する。このため、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力と不当要求事案等への対決姿勢を明記し全役職員に徹底するとともに、当該事態が発生した場合には人事総務部を対応統括部署として、警察等外部専門機関とも連携を図りこれに対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書または電磁的媒体により記録し、適切に保存及び管理する。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取り組む。
- ② 有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、社外取締役の任用及び執行役員制度の導入により、業務の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務の執行の効率化と取締役会のチェック機能を強化する。また、取締役の任期を1年とし、併せて業績連動報酬を取り入れて経営責任の明確化を図る。
- ② 取締役会は、法令、定款並びに取締役会規程に基づいた付議事項を審議、決定する。また、取締役会で選任された執行役員は、職務分掌、職務権限等組織運営規程に従って、効率的・効果的な業務の執行を行う。

**(5) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社単独での事業活動を行っており該当事項はありません。

**(6) 監査役の職務を補助すべき者を置くことに関する事項**

監査役の職務を補助すべき者として、監査役会の求めに応じ監査役補助者を置く。監査役補助者は、取締役及び業務執行者からは独立し、監査役の指示に従い監査役の補助のみを行う。

**(7) 監査役の職務を補助すべき者の取締役からの独立性に関する事項**

監査役から委嘱を受けて、監査役の職務を補助すべき者を配置する場合には、その任命及び任命後の人事異動、報酬・評価、懲戒処分について、監査役会の同意を得るものとする。

取締役は監査役の職務を補助すべき者に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう留意するものとする。

**(8) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び従業員は、法令の規定事項のほか、各監査役の要請に応じて以下をはじめとする主要な報告及び情報の提供を行うこととする。

- ・内部統制のシステム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、当該事実に関する事項
- ・内部監査部門の監査状況、社内外の通報制度の運用及び通報内容、CSR委員会並びにリスク管理委員会の活動状況に関する事項
- ・当社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容

監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行わないものとする。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、監査体制の実効性を高めるため、CSR担当役員、内部監査室長並びに監査役を委員とする「監査体制検討委員会」を設置する。
- ② 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図る。
- ④ 監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する場合の費用についても請求し、その場合は、速やかに処理する。

**(10) 財務報告に関わる内部統制の整備及び運用に関する体制**

当社は、財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、財務報告に関わる内部統制を整備し、これを運用する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

### (2) コンプライアンス体制について

コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織としての「CSR委員会」で当社のコンプライアンスに関する課題を把握し、その対応策を実施しています。役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営しております。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない旨を規定しております。

### (3) リスク管理について

「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取り組んでおります。有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備しております。

### (4) 監査役について

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による重要な会議への出席及び取締役・従業員へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」としては、コーポレートガバナンスを確立し、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の増大に資する者が望ましいと考えており、このため

- ① 法令・社会規範を遵守し、客観性と透明性を確保する経営体制の構築
- ② 経営資源の有効活用による業績の継続的な向上と適正な利益還元
- ③ 顧客・従業員をはじめとするすべてのステークホルダーとの相互信頼に基づく共存共栄を経営の基本方針として、企業価値並びに株主共同の利益の増大に取り組んでまいります。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み等について

当社は、基本方針の実現に向けて以下のとおり努めております。

#### ① 企業価値向上への取組みについて

当社は、創業以来「駅前の屋台」を基本コンセプトとして、国民食といわれるラーメンを主体とする大衆中華を、低価格かつ高水準の品質とサービスで提供するべく直営店方式にこだわって展開してまいりました。また、立地戦略においては駅前一等地に注力する一方、主要食材であるラーメン、餃子、スープ等については自社工場で製造し、品質の維持向上とコストの低減を図ってまいりました。そしてまた、経営理念・ビジョンを共有した経営者と従業員との深い信頼に基づいた一体運営をベースにおくとともに、取引先とも親密な取引・協力関係を築いてまいりました。このような事業活動のもとで、お客様のご支持をいただき、現在順調な拡大を続けており、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

#### ② 大規模買付け提案への考え方について

当社は現在、大規模買付け者が出現した場合の特別な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を定めてはおりません。しかしながら、企業価値の増大並びに株主共同の利益を毀損しないためにも当社の株式移動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合は、直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様には長期的に安定した配当を実施するとともに、新規出店など今後の設備投資あるいは不慮の事業リスクに備えるため、一定の内部留保を確保し、財務基盤を強化することを基本方針としております。

この基本方針のもと、業績向上に応じて増配や株式分割等の利益還元策を積極的に行っていく方針であります。

配当性向については今後の新規出店などの設備投資を考慮して決定しております。

当期の配当につきましては、2021年11月8日に中間配当として1株当たり12円を実施しております。また、期末配当は、2022年4月21日開催の取締役会で1株当たり12円と決定しており、2022年5月27日が効力発生日となります。

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,323,362</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,302,124</b>
現金及び預金	9,871,447	買掛金	534,822
売上預け金	51,061	未払金	725,324
売掛金	599,740	未払費用	895,932
店舗食材料	156,788	未払法人税等	645,201
材料及び貯蔵品	36,474	預り金	61,148
前払費用	417,248	前受収益	5,668
未収消費税等	61,422	賞与引当金	356,726
その他の	129,179	資産除去債務	13,830
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,977,687</b>	その	63,471
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,830,349</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,637,653</b>
建物	6,389,011	長期未払金	305,270
構築物	30,301	長期預り保証金	52,155
機械及び装置	446,588	資産除去債務	1,280,228
車両運搬具	2,972		
工具、器具及び備品	499,103	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,939,778</b>
土地	1,394,502	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	67,870	<b>株 主 資 本</b>	<b>22,340,034</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>233,438</b>	資 本 金	1,625,363
商標権	1,724	資 本 剰 余 金	1,701,684
ソフトウェア	209,191	資 本 準 備 金	1,701,680
電話加入権	10,275	その 他 資 本 剰 余 金	4
その他	12,247	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>19,176,937</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>6,913,899</b>	利 益 準 備 金	38,663
投資有価証券	88,176	その 他 利 益 剰 余 金	19,138,274
出資	968	別 途 積 立 金	14,194,445
長期前払費用	383,211	繰 越 利 益 剰 余 金	4,943,829
敷金及び保証金	4,435,836	<b>自 己 株 式</b>	<b>△163,950</b>
保険積立金	972,435	評 価 ・ 換 算 差 額 等	21,236
店舗賃借仮勘定	25,402	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,236
繰延税金資産	1,003,900	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,361,271</b>
繰倒引当金	29,697	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>27,301,050</b>
	△25,729		
<b>資 産 合 計</b>	<b>27,301,050</b>		



# 損益計算書

( 2021年3月1日から  
2022年2月28日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		26,402,538
売上原価		7,291,206
売上総利益		19,111,331
販売費及び一般管理費		22,634,489
営業損失		3,523,158
営業外収益		
受取利息	304	
受取配当金	2,864	
受取手数料	2,439	
受取貸付料	4,361	
協賛金収入	45,000	
協力金収入	6,011,422	
雑収入	141,653	6,208,045
営業外費用		
固定資産除却損	83,520	
雑損	14,715	98,236
経常利益		2,586,650
特別利益		
固定資産売却益	100,394	100,394
特別損失		
減損損失	294,750	294,750
税引前当期純利益		2,392,294
法人税、住民税及び事業税	495,827	
法人税等調整額	317,424	813,252
当期純利益		1,579,041

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

( 2021年3月1日から  
2022年2月28日まで )

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	4,504,225	18,737,333	△158,078	21,906,303
当期変動額										
別途積立金の積立										
剰余金の配当							△1,139,438	△1,139,438		△1,139,438
当期純利益							1,579,041	1,579,041		1,579,041
自己株式の取得									△5,872	△5,872
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	439,603	439,603	△5,872	△433,731
当期末残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	4,943,829	19,176,937	△163,950	22,340,034

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	10,333	10,333	21,916,637
当期変動額			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			△1,139,438
当期純利益			1,579,041
自己株式の取得			△5,872
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,902	10,902	10,902
当期変動額合計	10,902	10,902	444,633
当期末残高	21,236	21,236	22,361,271

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
 その他有価証券  
 ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
 ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 ・店舗食材（生産品） 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
 （購入品） 月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
 ・原材料 月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
 ・貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
 店舗建物 10年～20年  
 工場建物 38年  
 機械及び装置 2年～16年
- ② 無形固定資産  
 ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
 ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 均等償却を実施しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項  
 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 店舗固定資産の減損

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
店舗固定資産	5,846,705千円	294,750千円

#### ②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### イ.算出方法

当社では、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候が認められる店舗について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは事業計画に基づいて算定しております。

##### ロ.主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響下における売上高の回復見込みであります。売上高については、過年度における店舗売上高の実績を考慮し、2023年2月期末までは、当該影響が続くものと想定して算定しております。

##### ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響下における売上高の回復見込みは見積りの不確実性が存在するため、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより店舗の業績が悪化した場合など、仮定の見直しが必要となった場合、減損損失を認識する可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）1,003,900千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は1,212,184千円であります。）

#### ②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### イ.算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画に基づいて算定しております。

##### ロ.主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響下における売上高の回復見込みであります。売上高については、過年度における店舗売上高の実績を考慮し2023年2月期末までは、当該影響が続くものと想定して算定しております。

## ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響下における売上高の回復見込みは見積りの不確実性が存在するため、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより店舗の業績が悪化した場合など、仮定の見直しが必要となった場合、繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。

## 3. 未適用の会計基準等

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加できることとされております。

### (2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

ず。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準と国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### (2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で未定であります。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用について

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

#### 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更に伴い、資産除去債務が406,544千円増加しております。

なお、この変更に伴い計上した有形固定資産に対する減価償却費及び減損損失等を計上したため、当事業年度の営業損失が46,506千円増加、経常利益が46,506千円減少し、税引前当期純利益が66,229千円減少しております。

#### 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	11,434,124千円
--------	--------------

(2) 圧縮記帳

固定資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は次のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

建物	1,532千円
計	1,532千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	38,147,116株	－株	－株	38,147,116株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	165,136株	3,405株	－株	168,541株

(注) 自己株式の当事業年度の株式数の増加3,405株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

##### イ. 2021年4月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 683,675千円
- ・1株当たり配当額 18円
- ・基準日 2021年2月28日
- ・効力発生日 2021年5月27日

##### ロ. 2021年9月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 455,762千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 2021年8月31日
- ・効力発生日 2021年11月8日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

##### 2022年4月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 455,742千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 2022年2月28日
- ・効力発生日 2022年5月27日
- ・配当原資 利益剰余金

### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。



## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	108,908千円
未払事業税等	60,670千円
減損損失	283,858千円
減価償却超過額	22,072千円
資産除去債務	395,076千円
未払役員退職慰労金	93,198千円
繰越欠損金	642,547千円
その他	65,734千円
繰延税金資産小計	1,672,067千円
評価性引当額	△459,882千円
繰延税金資産合計	1,212,184千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△198,951千円
その他有価証券評価差額金	△9,332千円
繰延税金負債合計	△208,284千円
繰延税金資産の純額	1,003,900千円

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い預金等で運用し、また資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。またデリバティブ取引等、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係等の円滑化を保有目的とする株式等であり、上場株式及び債券は、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入の相手先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券、敷金及び保証金に係る相手先の信用リスクに関しては、新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証すると共に、相手先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券に係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に時価や財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成、更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）をご参照ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9,871,447	9,871,447	—
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	85,676	85,676	—
(3) 敷金及び保証金	4,435,836	4,233,857	△201,979
資産計	14,392,960	14,190,981	△201,979
(1) 未払法人税等	645,201	645,201	—
負債計	645,201	645,201	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額2,500千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

「(2)投資有価証券」には含めておりません。

**10. 関連当事者との取引に関する注記**

該当事項はありません。

**11. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	588円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	41円58銭

**12. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社ハイデイ日高  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甘 樂 眞 明  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寶 野 裕 昭  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイデイ日高の2021年3月1日から2022年2月28日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

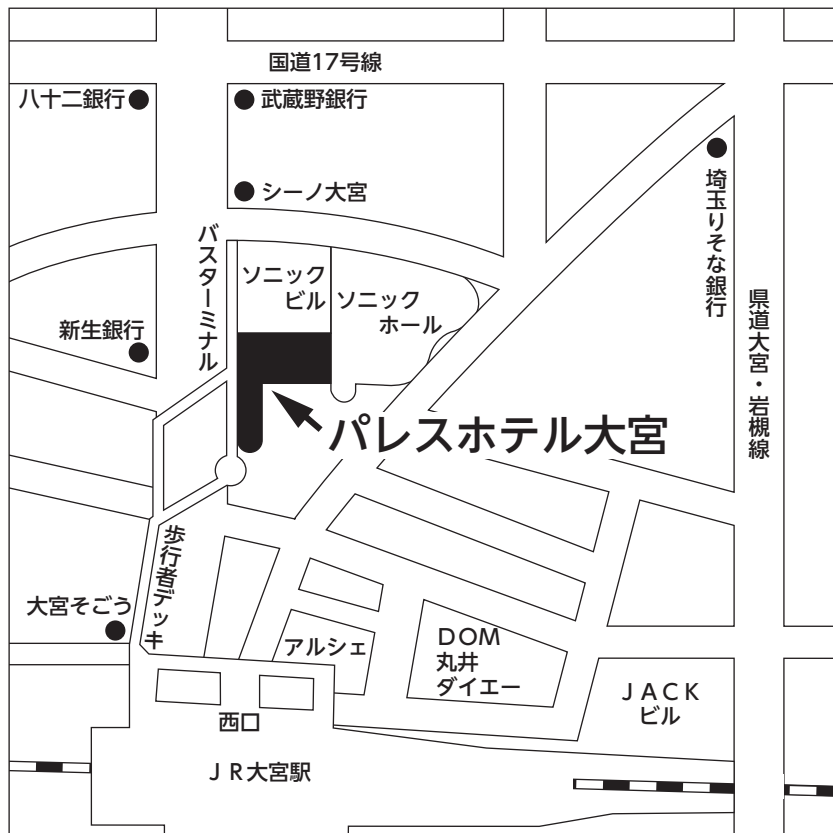
株式会社ハイデイ日高 監査役会

常勤監査役	芳 本 充 博 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	渋谷 道 夫 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	小 山 茂 和 ⑩

以 上

## 第44回定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5  
パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階)TEL 048-647-3300  
最寄駅 JR大宮駅(西口より徒歩5分)



### <お土産について>

株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。